

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十一条第二項(同条第三項又は第二条の規定による改正

後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十一条第四項から第六項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第十二条第一項、第二項、第四項若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第五号）第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 百二十七・五分の十五（給与条例第十一条第二項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、百七・五分の十五）

二 給与条例第十一条第三項に規定する再任用職員 七十二・五分の十（特定幹部職員にあつては、六十二・五分の十）

三 第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項の規定の適用を受ける職員 百六十七・五分の十

3 令和三年十二月に徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の規定に基づき期末手当を支給された者その他の人事委員会規則で定める者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

（人事委員会への委任）

4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。